



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則……………(人事課) …… 3
- 大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則……………(保育課) …… 3
- 収納対策室設置規則の一部を改正する規則……………(収納対策室) …… 3
- 大和高田市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康増進課) …… 4
- 大和高田市農業委員会の委員の選任に関する規則……………(産業振興課) …… 5
- 大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則……………() ……10
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第6項の規定に基づき勤務時間外において患者の診察及び処置等に従事した医師に支給する特殊勤務手当を定める規則……………(市立病院総務課) ……12
- 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……12
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……12

訓令

- 大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程……………(人事課) ……13
- 大和高田市市民交流センターホームページ等作成業務プロポーザル選定委員会設置要綱……………(市民協働推進課) ……17
- 大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱……………(保育課) ……18

告示

- 大和高田市立こども園評議員設置要綱……………(保育課) ……19
- 大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱……………(市民協働推進課) ……20
- 大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱を廃止する告示・() ……21
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人事課) ……22
- し尿くみ取り手数料集金事務の委託……………(環境衛生課) ……22
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……23
- 違反広告物の保管……………(都市計画課) ……24
- 職権消除……………(市民課) ……24
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……24
- 公示送達……………(収納対策室) ……25
- 公示送達……………() ……25
- 公示送達……………() ……25
- 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)の要領の公表……………(財政課) ……26
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……27

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……28
- 農用地利用集積計画の縦覧……………() ……28

○自動車臨時運行許可番号標の無効……………	(市民課)	……28
○大和高田市立学校外国人講師配置等業務の委託業者の選定を公募型プロ ポーザル方式で行う公告……………	(学校教育課)	……28
教育委員会		
○大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要 綱を廃止知する訓令……………	(学校教育課)	……30
○平成28年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定 委員会設置要綱……………	(学校教育課)	……30
○平成28年度大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選 定委員会設置要綱……………	(文化振興課)	……31
○児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………	()	……33
○教育委員会1月定例委員会の招集……………	(教育総務課)	……33
○教育委員会2月定例委員会の招集……………	(教育総務課)	……33
○大和高田市文化会館レストラン運営事業者の選定を公募型プロポーザル 方式で行う公告……………	(文化振興課)	……33
選挙管理委員会		
○選挙管理委員会の招集……………	(選挙管理委員会)	……34
○選挙管理委員会の招集……………	()	……34
農業委員会		
○大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則…	(農業委員会)	……35
○農業委員会2月定例委員会の招集……………	()	……40
公平委員会		
○職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則……………	(公平委員会)	……40
公営事業		
○大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程……………	(水道総務課)	……41
○大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程……………	()	……41
○指定給水装置工事事業者の指定……………	()	……42

規 則

規則第31号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第32号

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）の一部を次のように改正する。
第5条の次に次の1条を加える。

（こども園評議員）

第5条の2 園長は、こども園運営上必要と認めるときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第26条において準用する学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第49条の規定に基づきこども園評議員を置くことができる。

2 こども園評議員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第42号

収納対策室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

収納対策室設置規則の一部を改正する規則

収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長が指示する」及び「大口滞納の」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項を次のように改める。

対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 歳入を確保するための施策の企画、検討及び実施に関すること。
- (2) 第4条のスタッフが属する課の市税等の徴収の指導及び助言に関すること。
- (3) 大和高田市税等徴収緊急対策本部に関すること。
- (4) 納税の啓発に関すること。
- (5) 市税等及び個人県民税の徴収に関すること。
- (6) 市税等及び個人県民税の徴収嘱託及び受託徴収に関すること。
- (7) 市税等及び個人県民税の督促に関すること。
- (8) 市税等及び個人県民税の滞納処分及び不納欠損に関すること。
- (9) 市税等及び個人県民税の収納事務並びに統計に関すること。
- (10) 市税等及び個人県民税の過誤納金の還付並びに充当に関すること。
- (11) 差押財産の公売処分及び換価の猶予に関すること。
- (12) 納税証明に関すること。
- (13) 納税相談に関すること。

第3条第2項を削り、同条を第2条とする。

第4条第1項中「を、第2条に規定する担当に」を削り、同条を第3条とする。

第5条第2項を次のように改める。

2 スタッフは、次に掲げる課の職員のうちから市長が任命する。

- (1) 財産管理課
- (2) 社会福祉課
- (3) 保護課
- (4) 児童福祉課
- (5) 保育課
- (6) 介護保険課
- (7) 保険医療課
- (8) 営繕住宅課
- (9) 環境衛生課
- (10) 下水道課
- (11) 市立病院医事課
- (12) 教育総務課
- (13) 学校教育課

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

規則第45号

大和高田市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年9月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保健センター条例施行規則（平成3年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び健康教育室」を「、健康教育室、会議室、プレイルーム、歯科検診室及び集団検診室」に改める。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、市が使用する場合については、これを免除する。

様式第1号中

「

多目的ホール・栄養指導室・健康教育室

」を

「

多目的ホール・栄養指導室・健康教育室・会議室
プレイルーム・歯科検診室・集団検診室

」に改める。

様式第3号中

「

多目的ホール・栄養指導室・健康教育室

」を

「

多目的ホール・栄養指導室・健康教育室・会議室
プレイルーム・歯科検診室・集団検診室

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 (適用区分)

この規則による改正後の大和高田市保健センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

規則第50号

大和高田市農業委員会の委員の選任に関する規則を次のように定める。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市農業委員会の委員の選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき任命する大和高田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手續等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦の求め及び募集)

第2条 法第9条第1項の規定に基づく農業委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦の求め及び募集の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の農業者からの推薦（以下「個人推薦」という。）
- (2) 農業者の組織する団体等からの推薦（以下「団体推薦」という。）
- (3) 農業委員になろうとする者の募集（以下「一般募集」という。）

(被推薦者及び応募者の資格)

第3条 候補者として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び一般募集に応募する者（以下

「応募者」という。)については、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 法令等により農業委員と兼職が禁止されている職にない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者
(推薦及び募集の手続)

第4条 候補者を推薦しようとする者及び団体は、次の手続を経なければならない。

- (1) 個人推薦による場合は、農業者3名以上が連名し、当該農業者の代表者が大和高田市農業委員会委員（個人）推薦書（様式第1号）を市長が指定する場所へ持参又は郵送により提出するものとする。
- (2) 団体推薦による場合は、農業者の組織する団体等の代表者が大和高田市農業委員会委員（団体）推薦書（様式第2号）を市長が指定する場所へ持参又は郵送により提出するものとする。

2 応募者は、大和高田市農業委員会委員応募申込書（様式第3号）を市長が指定する場所へ持参又は郵送により提出するものとする。

(推薦の求め及び募集の周知)

第5条 市長は、個人推薦及び団体推薦の求め並びに一般募集に関する事項を定めたときは、次の方法により周知をするものとする。

- (1) 市の広報誌への掲載
- (2) 大和高田市公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(推薦の求め及び募集の期間)

第6条 省令第7条第2項の推薦の求め及び募集の期間は、28日間とし、当該期間の満了の日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下この条において「休日」という。）である場合は、その翌日以後で休日でない最初の日を期間の満了の日とする。

(被推薦者及び応募者の公表等)

第7条 市長は、法第9条第2項に基づき、被推薦者及び応募者に関する情報を整理し、推薦の求め及び募集の期間の中間及び終了後に遅滞なく、市の担当窓口及び市のホームページにおいて省令第12条第1号及び第2号に規定する事項のほか、市長が必要と認める事項を公表するものとする。

(候補者の評価)

第8条 市長は、被推薦者及び応募者の総数が大和高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年度条例第45号）第2条に規定する農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、大和高田市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に候補者についての評価及び意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価した上で市長に報告するものとする。

(農業委員の任命)

第9条 市長は、前条第2項の報告を受け、農業委員として選任すべき者を決定し、議会の同意を得た上で農業委員に任命する。

(農業委員の補充)

第10条 市長は、農業委員が罷免、失職及び辞任により欠員が定数の3分の1を超えた場合又は農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、この規則に規定する手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(個人による推薦)

大和高田市農業委員会委員推薦書

年 月 日

大和高田市長 殿

1. 推薦者(推薦をする者)

(ふりがな) 氏 名	印	性 別	年 齢
職 業		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
住 所	〒 ー		
(ふりがな) 氏 名	印	性 別	年 齢
職 業		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
住 所	〒 ー		
(ふりがな) 氏 名	印	性 別	年 齢
職 業		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
住 所	〒 ー		

大和高田市農業委員会の委員候補として次の者を推薦します。

2. 被推薦者(推薦を受ける者)

(ふりがな) 氏 名		性 別	年 齢
住 所	〒 ー		
職 業			
推薦をする理由			

裏面へ

認定農業者又はこれに準ずる者に該当するか否か	<input type="checkbox"/> 該当者	<input type="checkbox"/> 非該当者
農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否か	<input type="checkbox"/> 推薦している	<input type="checkbox"/> 推薦していない
農業委員会の所掌に属する事項に関する利害関係を有する者か否か	<input type="checkbox"/> 該当者	<input type="checkbox"/> 非該当者

経 歴	○農業以外の勤務状況【業種名・所在(都道府県名)・勤務期間等】
	○農業関係の組織又は団体の名称、役職(役員)等【水利組合・農家支部等】
	○地域活動における役職(役員)等【消防団・自治会・地域福祉活動等】

農業経営 の状況	○上記以外に最終学歴、農業教育・研究所機関等での経歴等【農業教育・研究所機関等】		
	農業形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	農業経験年数 _____ 年
	耕作面積	・自作地 _____ m ² ・小作地 _____ m ² ・その他 _____ m ²	
	主な作物		

備考

- 1 提出された推薦書は、返却しません。
- 2 推薦書に記載された事項の住所を除いて全て公表となります。

確 認 書

私は、大和高田市農業委員会の委員候補として、標記の農業者から推薦を受けることを承諾し、この推薦書に記載された内容について、市長が必要に応じて関係機関等に確認及び照会することに同意します。

また、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の目的及び大和高田市農業委員会が所掌する事務について、その旨を理解の上、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

推薦を受ける者（委員になろうとする者）の署名

氏 名.....

様式第2号（第4条関係）

(団体による推薦)

大和高田市農業委員会委員推薦書

年 月 日

大和高田市長 殿

1. 推薦者（推薦をする者）

名 称	団体等の名称		
所 在 地	〒 _____		
連絡先(電話番号)			
代表者の 役職・氏名	役職名		構成員数 人
	(ふりがな) 氏 名	印	
組織の目的			
構成員たる 資 格			

大和高田市農業委員会の委員候補として次の者を推薦します。

2. 被推薦者（推薦を受ける者）

(ふりがな) 氏 名	性 別	年 齢
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
住 所	〒 _____		

職 業	
推薦をする理由	

認定農業者又はこれに準ずる者に該当するか否か	<input type="checkbox"/> 該当者	<input type="checkbox"/> 非該当者
農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否か	<input type="checkbox"/> 推薦している	<input type="checkbox"/> 推薦していない
農業委員会の所掌に属する事項に関する利害関係を有する者か否か	<input type="checkbox"/> 該当者	<input type="checkbox"/> 非該当者

裏面へ

経 歴	○農業以外の勤務状況【業種名・所在(都道府県名)・勤務期間等】		
	○農業関係の組織又は団体の名称、役職(役員)等【水利組合・農家支部等】		
	○地域活動における役職(役員)等【消防団・自治会・地域福祉活動等】		
	○上記以外に最終学歴、農業教育・研究所機関等での経歴等【農業教育・研究所機関等】		
農業経営の状況	農業形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	農業経験年数 _____ 年
	耕作面積	・自作地 _____ m ² ・小作地 _____ m ² ・その他 _____ m ²	
	主な作物		

備考

- 1 提出された推薦書は、返却しません。
- 2 推薦書に記載された事項の住所を除いて全て公表となります。

確 認 書

私は、大和高田市農業委員会の委員候補として、標記の団体等から推薦を受けることを承諾し、この推薦書に記載された内容について、市長が必要に応じて関係機関等に確認及び照会することに同意します。

また、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の目的及び大和高田市農業委員会が所掌する事務について、その旨を理解の上、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

推薦を受ける者（委員になろうとする者）の署名

氏 名 _____

様式第3号（第4条関係）

大和高田市農業委員会委員応募申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

大和高田市農業委員会の委員として、次のとおり応募します。

(ふりがな)		性 別	年 齢
氏 名	_____	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	_____ 歳
住 所	〒 _____		

職 業	
応募をする理由	

認定農業者又はこれに準ずる者に該当するか否か	<input type="checkbox"/> 該当者	<input type="checkbox"/> 非該当者
農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否か	<input type="checkbox"/> 応募している	<input type="checkbox"/> 応募していない
農業委員会の所掌に属する事項に関する利害関係を有する者か否か	<input type="checkbox"/> 該当者	<input type="checkbox"/> 非該当者

経 歴	○農業以外の勤務状況【業種名。所在(都道府県名)・勤務期間等】				
	○農業関係の組織又は団体の名称、役職(役員)等【水利組合・農家支部等】				
	○地域活動における役職(役員)等【消防団・自治会・地域福祉活動等】				
	○上記以外に最終学歴、農業教育・研究所機関等での経歴等【農業教育・研究所機関等】				
農業経営の状況	農業形態	<input type="checkbox"/> 専業	<input type="checkbox"/> 兼業	農業経験年数	年
	耕作面積	・自作地 _____ m ²		・小作地 _____ m ²	・その他 _____ m ²
	主な作物				

備考

- 1 提出された応募申込書は、返却しません。
- 2 応募申込書に記入された事項の住所を除いて全て公表となります。裏面へ

確 認 書

私は、この応募申込書に記載された内容について、市長が必要に応じて関係機関等に確認及び照会することに同意します。

また、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の目的及び大和高田市農業委員会が所掌する事務について、その旨を理解の上、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

委員になろうとする者の署名

氏名.....

規則第51号

大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則を次のように定める。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市農業委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）の評価を行う大和高田市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 評価委員会は、市長の求めにより、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び大和高田市農業委員会の委員選任に関する規則（平成28年規則第50号）に基づき、委員候補者の評価を行い、意見を市長に報告するものとする。

2 評価委員会は、委員候補者の評価に当たり、当該委員候補者の活動歴等の評価を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法による評価を行うことができるものとする。

（評価委員会）

第3条 評価委員会は、市長が任命又は委嘱する次の評価委員をもって構成する。

- （1） 副市長
- （2） 市民部長
- （3） 環境建設部長
- （4） 産業振興課長
- （5） 農業委員会事務局長
- （6） 農業委員会会長

2 前項第6号の会長が委員候補者の場合は、市長が委員候補者でない農業委員のうちから1名を指名する。ただし、委員候補者でない農業委員がない場合は、農業委員に代えて農業に関し識見を有する者のうちから1名を指名するものとする。

（任期）

第4条 評価委員の任期は、任命又は委嘱の日から第7条の規定により評価の結果を市長に報告する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 評価委員会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は副市長を、副会長は市民部長をもって充てる。
- 3 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めに応じて、会長が招集し、その議長となる。

- 2 評価委員会は、評価委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議に出席できない評価委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 5 前項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、会議に評価委員以外の者の出席を求め、意見、説明等を聴くことができる。

（報告）

第7条 評価委員会は、委員候補者の評価を決定したときは、速やかに市長に当該決定の内容について報告しなければならない。

（議事録）

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、評価委員会の庶務担当課に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

（会議の非公開）

第9条 評価委員会の会議は、非公開とする。

（秘密保持）

第10条 評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第11条 評価委員会の庶務は、市民部まちづくり振興室産業振興課において処理する。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第52号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第6項の規定に基づき勤務時間外において患者の診察及び処置等に従事した医師に支給する特殊勤務手当を定める規則を次のように定める。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第6項の規定に基づき勤務時間外において患者の診察及び処置等に従事した医師に支給する特殊勤務手当を定める規則

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）第34条第6項の規定により規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 外来患者の診察及び処置に従事した場合 患者1人につき1,000円
- （2） 救急の要請に応じ、患者の診察及び処置に従事した場合 患者1人につき2,000円
- （3） 前2号の診察及び処置をした患者が入院に至った場合 患者1人につき5,000円

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

規則第53号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室産業振興課の款農業振興係の項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- （11） 農業委員会との連絡調整に関すること。
- （12） 農業委員会の委員の候補者の選定に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第54号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の160」を「100分の170」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の80」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

訓 令

訓令第11号

大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程を次のように定める。

平成28年8月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第66条の10の規定に基づき、職員の心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)及びその結果に基づき実施する医師の面接指導(以下「面接指導」という。)を実施するに当たり、同法その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 ストレスチェック及び面接指導(以下「ストレスチェック制度」という。)の対象となる職員(以下「対象職員」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の職員であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属するもの。ただし、休職その他の事情によりストレスチェック制度の実施が困難な者を除く。
- (2) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職に属する者のうち、市長が対象とすることを必要と認める職員
- (3) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの。ただし、休職その他の事情によりストレスチェック制度の実施が困難な者を除く。

(制度の担当)

第3条 ストレスチェック制度に係る実施計画の策定及び当該計画に基づく実施の管理等の実務は、企画政策部人事課(以下「人事課」という。)において行う。

(実施者)

第4条 ストレスチェック制度は、本市の産業医(以下「産業医」という。)が実施するものとする。

- 2 市長は、ストレスチェック制度に関する業務について、当該業務を適切に実施することができる者として委託することができる。
- 3 産業医及び前項の規定により市長から業務の委託を受けた者(以下「実施者」という。)は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(実施事務従事者)

第5条 ストレスチェック制度の実施に係る事務に従事する者(以下「実施事務従事者」という。)は、実施者の指示の下、ストレスチェック制度の実施日程の調整及び連絡並びに調査票の配布及び回収等の事務処理を行うものとし、人事課職員が担当する。

- 2 企画政策部長及び人事課職員のうち管理職の職にある職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)第15条の規定による管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)は、ストレスチェック制度の実施に係る事務に従事してはならない。
- 3 実施事務従事者は、その実施に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

- 4 実施事務従事者は、その実施に関して知り得た個人情報収集目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。

（実施）

第6条 ストレスチェックは、毎年1回市長が定める期間において実施するものとする。

- 2 市長は、出張その他職務上の都合により前項の規定による期間中にストレスチェックを受けることができなかつた対象職員に対し、別に期間を定めてストレスチェックを実施するものとする。

- 3 ストレスチェックは、Web又は紙媒体により行うものとする。

（ストレスチェックを受検するために要する時間の取扱い）

第7条 ストレスチェックを受検するために要する時間は、あらかじめ市長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されるものとする。

（受検の方法等）

第8条 対象職員は、特別な事情がある場合を除き、第6条第1項の規定による期間中にストレスチェックを受検するよう努めなければならない。

- 2 対象職員は、ストレスチェックを受検する場合には、自身のストレスの状況をありのままに回答するものとする。

（評価方法）

第9条 ストレスチェックによるストレスの程度の評価は、法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「実施マニュアル」という。）に規定する素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャートに示すことにより行うものとする。

（結果の通知）

第10条 実施者は、ストレスチェックを受検した対象職員に対して当該ストレスチェックの結果を遅滞なく通知するものとする。この場合において、Webによる受検の場合は受検後すぐ当該Web上に、紙媒体による受検の場合は後日文書により結果を通知するものとする。

- 2 実施者は、当該対象職員以外の者が当該通知の内容を把握することができないよう配慮しなければならない。

（セルフケア）

第11条 ストレスチェックの結果の通知を受けた対象職員は、ストレスチェックの結果並びに当該結果に記載された助言及び指導に基づき、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うよう努めなければならない。

（結果の提供に関する意思確認）

第12条 実施者は、第10条の規定によるストレスチェックの結果の通知に併せて、当該結果を市長に提供することについて対象職員の意思確認を行うものとする。

- 2 前項の規定による意思確認は、Webによる受検の場合は当該Web上において、紙媒体による受検の場合は回答書を実施者に返送することにより行うものとする。

- 3 実施者は、前2項の規定による意思確認により同意の意思確認を行ったときは、当該同意を行った対象職員に係るストレスチェックの結果の通知の写しを市長に提供するものとする。

（面接指導の申出の方法）

第13条 ストレスチェックの結果により面接指導を受ける必要があると判定された対象職員のうち面接指導を受けることを希望する対象職員は、第10条の規定による結果の通知を受け取った日から30日以内に当該結果の通知に添付された面接指導申出書に必要事項を記入し、実施者に提出しなければならない。この場合において、当該対象職員から面接指導申出書が提出されないときは、実施者は、当該対象職員に対し、期限を定めてその提出を求めるものとする。

（面接指導の実施方法）

第14条 前条の規定により面接指導申出書の提出を受けた実施者は、当該面接指導申出書を提出した対象職員に対し、面接指導の実施日時及び場所を通知するものとする。この場合において、当該対象職員への通知は、実施者の指示により実施事務従事者が行うものとし、実施事務従事者は、当該対象職員が当該対象職員以外の者に面接指導の対象者であることを知られることのないよう配慮しなければならない。

2 面接指導を受検するために要する時間は、面接指導を受検する対象職員が当該対象職員以外の者に面接指導の対象職員であることを知られることのないよう年次有給休暇によるものとする。

（面接指導の結果に基づく医師の意見聴取方法）

第15条 法第66条の10第5項の規定による意見の聴取は、実施者に面接指導結果報告書兼意見書（以下「報告書兼意見書」という。）の提出を求めることにより実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、該当する対象職員の健康状態により緊急に就業上の措置を講ずべき必要がある場合においては、市長は、可能な限り速やかに意見の聴取を行わなければならない。

（集計及び分析の単位）

第16条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の14第1項に規定する集計及び分析（以下「集計及び分析」という。）は、原則として課（課を置かない室にあっては、室とする。以下同じ。）単位で行うものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（集計及び分析の方法）

第17条 集計及び分析は、実施マニュアルに規定する仕事のストレス判定図を用いて行うものとする。

（集計及び分析結果の利用方法）

第18条 実施者は、集計及び分析を行ったときは、当該集計及び分析の結果を市長に提供するものとする。ただし、個人のストレスチェックの結果が特定されないものに限る。

2 市長は、前項の規定により集計及び分析の結果の提供を受けたときは、当該結果を勘案し、必要に応じて職場環境の改善のための措置を講じるとともに、管理職の職にある職員に対して研修を実施するものとする。

（ストレスチェックの結果の共有範囲）

第19条 第12条第3項の規定により提供を受けたストレスチェックの結果の写しのうち、大和高田市行政組織条例（平成20年規則第3号）第2条第1項第1号から第7号までに掲げる部若しくは同条第2項に規定する組織（以下「部局」という。）又は大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）第3条第1項に規定する事務局（以下「市立病院事務局」という。）に属する職員に係る結果の写しは人事課において、大和高田市行政組織条例第2条第8号に掲げる病院（以下「市立病院」という。）に属する職員のうち市立病院事務局に属する職員以外の職員に係る結果の写しは人事課及び市立病院総務課において保有するものとし、それぞれ他の部署に提供してはならない。

（面接指導の結果の共有範囲）

第20条 第15条の規定により提出を受けた報告書兼意見書のうち、部局又は市立病院事務局に属する職員に係る報告書兼意見書は人事課において、市立病院に属する職員のうち市立病院事務局に属する職員以外の職員に係る報告書兼意見書は人事課及び市立病院総務課において保有するものとし、それぞれ他の部署に提供してはならない。ただし、就業上の措置の内容等、対象職員の職務遂行上必要な情報に限り、当該対象職員の所属長に提供することができる。

（集計及び分析の結果の共有範囲）

第21条 第18条第1項の規定により提供を受けた集計及び分析の結果のうち、部局又は市立病院事務局に属する組織に係る結果は人事課において、市立病院に属する組織のうち市立病院事務局以外の組織に係る結果は人事課及び市立病院総務課において保有するものとし、集計及び分析の単位

ごとの集計及び分析の結果については、当該課の所属長に提供することができる。

- 2 集計及び分析の結果並びにその結果に基づき実施した措置の内容は、大和高田市職員安全衛生規則（平成5年規則第12号）第19条に規定する大和高田市職員安全衛生委員会に報告するものとする。

（保管年限）

第22条 市長は、第19条、第20条又は前条の規定により情報の提供を受けたときは、当該提供を受けた情報について当該提供を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。この場合において、市長は、当該提供を受けた情報が第三者に閲覧されることのないよう厳重に保管しなければならない。

- 2 実施者は、ストレスチェック制度に係る結果の記録その他必要な情報について当該ストレスチェック制度を実施した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。この場合において、実施者は、ストレスチェック制度に係る結果の記録その他必要な情報が第三者に閲覧されることのないよう厳重に保管しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第23条 市長は、第19条、第20条又は第21条の規定により提供を受けた情報を対象職員の健康管理以外の目的に利用してはならない。

（苦情相談）

第24条 対象職員は、ストレスチェック制度に係る情報の取扱いに関する苦情を申し立てることができる。この場合において、部局又は市立病院事務局に属する対象職員に係る苦情については人事課に、市立病院に属する対象職員のうち市立病院事務局に属する職員以外の職員に係る苦情については市立病院総務課に書面を提出することにより行うものとする。

（不利益な取扱いの禁止）

第25条 市長は、ストレスチェック制度の実施に当たっては、法に定めるもののほか、次に掲げる取扱いをしてはならない。

- （1） 面接指導の申出を行った対象職員に対し、申出を行ったことを理由として当該対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （2） 対象職員の同意を得て市長に提供されたストレスチェックの結果に基づき、当該対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （3） ストレスチェックを受けない対象職員に対し、受けないことを理由として当該対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （4） ストレスチェックの結果を市長に提供することに同意しない対象職員に対し、同意しないことを理由として当該対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （5） 面接指導が必要とされたにもかかわらず、面接指導の申出を行わない対象職員に対し、申出を行わないことを理由として当該対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （6） 就業上の措置を講じる場合において、法その他の法令に定められた手順を踏まずに対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （7） 面接指導の結果に基づき就業上の措置を講じる場合において、法その他の法令に定められた要件を満たさない内容の措置を講じることにより対象職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- （8） 面接指導の結果に基づき就業上の措置を講じる場合において、次に掲げる措置を行うこと。
 - ア 解雇すること。
 - イ 期間を定めて雇用される対象職員について契約の更新をしないこと。
 - ウ 退職勧奨を行うこと。
 - エ 不当な動機又は目的をもってなされたと判断される配置転換又は職制上の段階の変更を命じること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、法その他の法令に違反する措置を講じること。

（補則）

第26条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第12号の2

大和高田市市民交流センターホームページ等作成業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年9月5日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市市民交流センターホームページ等作成業務プロポーザル選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 市民協働の更なる推進を図るため、市民活動団体の育成、活動情報等の広報を通じた支援のための機能を備えたホームページ、市民活動団体を管理するシステムを連携させた市民活動ホームページ等を構築するに当たり、この業務を委託する事業者の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市市民交流センターホームページ等作成業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 実施要領の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 市民部長
- （2） 広報情報課長
- （3） 市民課長
- （4） まちづくり振興室市民協働推進課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、市民部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部まちづくり振興室市民協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第14号

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年10月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立保育所・こども園給食調理業務(高田こども園・土庫こども園・天満保育所・磐園保育所)を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大和高田市保育協議会役員
- (2) 大和高田市保育所長会議代表
- (3) 大和高田市保育給食会議代表
- (4) 企画政策部長
- (5) 財務部長
- (6) 福祉部長
- (7) 教育委員会事務局長
- (8) 児童福祉課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

- 3 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、当該委員以外の者に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部保育課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第40号

大和高田市立こども園評議員設置要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立こども園評議員設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）第5条の2の規定に基づき大和高田市立こども園（以下「こども園」という。）の園児の保護者、地域住民等の協力を得て、地域に開かれた施設運営を推進するために設置するこども園評議員（以下「評議員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 評議員の定数は、1施設当たり4人以内とする。

(委嘱)

第3条 評議員は、当該こども園の職員以外の者で、教育、保育又は子育ての支援に関する理解及び識見を有する次に掲げるもののうちから、園長の推薦により市長が委嘱する。

- (1) 当該こども園に在籍していた者の保護者
- (2) 当該こども園の近隣地域の実情に精通している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園長が必要と認める者

(任期)

第4条 評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員の辞任等により新たに評議員を委嘱する場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市長は、特別の事由があるときは、任期満了前に評議員の委嘱を解くことができる。

(職務)

第5条 評議員は、園長の求めに応じ、こども園運営に関する次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) こども園における教育及び保育活動に関すること。
- (2) こども園、家庭及び地域社会との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園長が必要と認めること。

(情報の提供)

第6条 園長は、評議員から意見を求めるに当たっては、評議員に対し、資料の提供、授業及び保育の公開、こども園行事への参加等の情報提供を適切に行うものとする。

(評議員会)

第7条 園長は、必要に応じ第5条各号に掲げる事項に関して、評議員が意見を述べる機会(以下「評議員会」という。)を設けることができる。

- 2 評議員会は、園長が主宰する。
- 3 園長は、必要に応じ、当該こども園職員に評議員会の運営を補佐させることができる。

(報酬)

第8条 評議員に対する報酬は、支給しない。

(守秘義務)

第9条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

告示第70号の2

大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱を次のように定める。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市市民交流センターにおける市民協働の推進に関し幅広い意見を求めるため、大和高田市市民交流センター市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 大和高田市市民交流センターにおける市民協働の推進に関する事項
- (2) 大和高田市市民交流センターの運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 推進会議の委員は、25人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民協働の推進に関し、識見を有する者
- (2) 市民活動団体（大和高田市市民交流センター条例（平成27年条例第26号）第4条に規定する登録団体をいう。）の代表者又はその構成員
- (3) 公募による市民代表者
- (4) 市長が指名する市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。
(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民部まちづくり振興室市民協働推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この告示の施行後最初に行われる推進会議の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

告示第70号の3

大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱を廃止する告示

大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱（平成27年告示第122号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

告示第107号の3

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

（大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（22） ボランティアコーディネーター

別表第1中「5, 800円」を「6, 000円」に、「740円」を「770円」に、

「

福祉住環境コーディネーター	—	7, 200円	920円
---------------	---	---------	------

」を

「

福祉住環境コーディネーター	—	7, 200円	920円
ボランティアコーディネーター	—	7, 200円	920円

」に改

める。

（大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「時間給」を「時間額」に、「5, 800円」を「6, 000円」に、「740円」を「770円」に改める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

告示第128号の2

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則（昭和46年規則第11号）に基づき、次の者とのし尿くみ取り手数料集金事務の委託契約を解除したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17の3条第2項の規定により告示する。

平成28年11月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 契約を解除した者

氏 名	住 所
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

2 契約解除日

平成28年11月30日

告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年1月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年12月2日	3									
平成28年12月5日	4	1								
平成28年12月6日	2									
平成28年12月19日	2									
平成28年12月20日	1	1								
平成28年12月21日			2							
平成28年12月22日			2							
平成28年12月26日	7		1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年12月12日	道路	大和高田市南陽町地内	1	
平成28年12月22日	道路	大和高田市西三倉堂2丁目地内	1	
平成28年12月28日	道路	大和高田市大字築山地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午後9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第3号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年1月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所環境建設部都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	株式会社エフエムホーム	はり札	1	大東町	H28/12/23	H28/12/23	雲梯資材置き場
2	不動産	立て看板	2	三和町	H28/12/23	H28/12/23	雲梯資材置き場
3	不動産	立て看板	1	三和町	H28/12/27	H28/12/27	雲梯資材置き場

告示第4号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成29年1月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日
平成29年1月6日
2. 職権消除される者
市役所前の掲示場に掲示済み

告示第5号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成29年1月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年5月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年10月1日から平成28年10月31日までの間

告示第6号

平成28年度国民健康保険税第2期、第3期、過新分及び第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年1月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第2期 平成28年9月26日

第3期 平成28年10月25日

過新分 平成28年10月25日

第4期 平成28年11月24日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第7号

平成28年度市県民税第1期及び第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年1月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第1期 平成28年7月26日

第3期 平成28年11月25日

2 送達を受けるべき者

市役所前掲示場にて掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第8号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年1月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日
平成28年12月16日

- 2 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年1月27日付で専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年1月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成28年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）
平成28年度大和高田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,317,157千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		165,734	8,000	173,734
	1. 繰越金	165,734	8,000	173,734
補正されなかった科目に係る額		24,143,423	0	24,143,423
歳入合計		24,309,157	8,000	24,317,157

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		2,795,102	8,000	2,803,102
	1. 教育総務費	404,791	8,000	412,791
補正されなかった科目に係る額		21,514,055	0	21,514,055
歳出合計		24,309,157	8,000	24,317,157

告示第10号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年1月5日	3									
平成29年1月6日	1									
平成29年1月10日	3	1								
平成29年1月11日	1						1			
平成29年1月13日		1								
平成29年1月17日	1									
平成29年1月18日	1									
平成29年1月19日	1									
平成29年1月24日			1						2	

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年1月10日	道路	大和高田市大字大中地内	1	
平成29年1月19日	道路	大和高田市大字池尻地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第1号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年1月16日

大和高田市長 吉田誠克

公告第2号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年1月17日

大和高田市長 吉田誠克

公告第3号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成29年1月26日

大和高田市長 吉田誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-73

公告第4号

大和高田市立学校外国人講師配置等業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成29年1月27日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名

大和高田市立学校外国人講師配置等業務委託

2 業務概要

(1) 委託内容

ア ネイティブ・スピーカー(以下「NS」という。)の採用、配置に関すること。

大和高田市教育委員会が策定する配置計画に基づきNSの配置・管理・運営等をおこなうこと。

イ 業務内容

① 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング

② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案

③ 外国語指導講師による英語指導業務

④ ①～③に付随又は関連する業務

⑤ ①～④の他、大和高田市教育委員会と受託事業者とが協議の上、合意した業務

ウ 配置学校が計画し、受託事業者が承諾した外国語活動の業務に関すること。

エ その他別紙「委託業務仕様書」による。

(2) 配置学校

ア 幼稚園 6園（片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園）

イ こども園 2園（高田こども園、土庫こども園）

ウ 小学校 8校（片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校）

エ 中学校 3校（高田中学校、片塩中学校、高田西中学校）

オ 高等学校 1校（高田商業高校）

(3) 委託期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（2年間）

3 参加資格要件

(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者

ウ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者

エ 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者

(3) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 業務拠点に関する要件

近畿一円に本店若しくは契約等の権限を委任する営業所を有する者であること。

(5) 入札参加者の業務実績に関する要件

入札参加者は、平成26、27年度において同様の業務実績があること。

※同様の業務とは、NSを活用し1年間を通しての業務があり、かつ、1件1年当たりの契約金額が1,000万円以上のものをいう。ただし、派遣事業に係るものは除く。

4 委託料（見積限度額）

金26,556,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額には、委託期間（2年間）における交通費、保険料、給食費等、業務に係る一切の費用を含みます。

5 応募受付期間

平成29年1月30日（月）から2月10日（金）まで

6 その他

外国人講師配置等業務委託業者選定プロポーザル実施要領による。

7 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市教育委員会事務局 学校教育課（担当：久保、守川）
電話：0745-22-1101（内線153, 151）
FAX：0745-52-8862

教育委員会

教育委員会訓令第1号

大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年1月4日

大和高田市教育委員会
教育長 早川博

大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱（平成26年教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年1月4日から施行する。

教育委員会訓令第2号

平成28年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年1月16日

大和高田市教育委員会
教育長 早川博

平成28年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱
（設置）

第1条 大和高田市立小学校、中学校、幼稚園及び高等学校への外国人講師の配置等業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託者（以下「受託者」という。）の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 募集要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- （3） 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- （4） 受託候補者の選定に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1） 教育長
- （2） 財務部長
- （3） 教育委員会事務局長
- （4） 教育総務課長
- （5） 学校教育課長

- (6) 学校教育課参事
- (7) 学校教育課指導主事
- (8) 校長会代表
- (9) 小学校の英語教育担当教諭
- (10) 中学校の英語教育担当教諭

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員訓令第3号

平成28年度大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年1月17日

大和高田市教育委員会

教育長 早川博

平成28年度大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市文化会館レストラン運営事業者を募集するに当たり、当該運営業務に係る事業者（以下「運営事業者」という。）の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 募集要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- （3） 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- （4） 運営事業者候補の選定に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1） 教育長
- （2） 教育委員会事務局長
- （3） 教育総務課長
- （4） 文化振興課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から運営事業者の特定の日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員会告示第22号

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月28日

大和高田市教育委員会

教育長 早 川 博

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「無給休暇」の次に「、分限、懲戒」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成29年1月13日

大和高田市教育委員会

教育長 早 川 博

記

日 時 平成29年1月17日（火）午後2時

場 所 さざんかホール4階会議室

議 案 第1号 後援願いについて

第2号 その他

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成29年2月3日

大和高田市教育委員会

教育長 早 川 博

記

日 時 平成29年2月7日（火）午後2時

場 所 さざんかホール4階会議室

議 案 第1号 地方自治法第180条の2の規定に基づく事務委任の協議について

第2号 第65回市民歩こう会実施要項（案）について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

教育委員会公告第1号

大和高田市文化会館レストラン運営事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成29年1月27日

大和高田市教育委員会
教育長 早川 博

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市文化会館レストラン運営業務

(2) 業務概要

大和高田市文化会館の利用者等への利便性を図るため、会館内のレストラン運営を行う。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

なお、市及び事業者の両者が合意した場合には、履行期間を更新できる。

2 応募資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市文化会館レストラン運営業務公募型プロポーザル実施要項」(以下「実施要項」という。) 4 応募資格に掲げる要件を全て満たす者であること。

3 参加表明書の提出期限

平成29年2月7日(火) 17時

4 その他

実施要項による。

5 担当課

〒635-0082 奈良県大和高田市本郷町6番36号

大和高田市文化会館内

大和高田市教育委員会事務局文化振興課

電話 0745-53-8200 FAX 0745-53-8201

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第1号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年1月5日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成29年1月12日(木) 午前10時
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所4階会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 農業委員会の委員の選出方法の変更について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年2月3日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成29年2月10日(金) 午前9時

2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会**農業委員会規則第1号**

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則を次のように定める。

平成28年12月8日

大和高田市選挙管理委員会

会長 松田 榮 義

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき委嘱する大和高田市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の選任の手續等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域)

第2条 法第17条第2項に規定する各推進委員が担当する区域は、別表のとおりとする。

(推薦の求め及び募集)

第3条 法第19条第1項の規定に基づく推進委員の候補者(以下「候補者」という。)の推薦の求め及び募集の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の農業者からの推薦(以下「個人推薦」という。)
- (2) 農業者の組織する団体等からの推薦(以下「団体推薦」という。)
- (3) 推進委員になろうとする者の募集(以下「一般募集」という。)

(被推薦者及び応募者の資格)

第4条 候補者として推薦を受ける者(以下「被推薦者」という。)及び一般募集に応募する者(以下「応募者」という。)については、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 法令等により推進委員と兼職が禁止されている職にない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者

(推薦及び募集の手續)

第5条 推進委員の候補者を推薦しようとする者及び団体は、次の手續を経なければならない。

- (1) 個人推薦による場合は、農業者3名以上が連名し、当該農業者の代表者が大和高田市農地利用最適化推進委員(個人)推薦書(様式第1号)を農業委員会が指定する場所へ持参又は郵送により提出するものとする。
- (2) 団体推薦による場合は、農業者の組織する団体等の代表者が大和高田市農地利用最適化推進委員(団体)推薦書(様式第2号)を農業委員会が指定する場所へ持参又は郵送により提出するものとする。

2 応募者は、大和高田市農地利用最適化推進委員応募申込書(様式第3号)を農業委員会が指定する場所へ持参又は郵送により提出するものとする。

（推薦の求め及び募集の周知）

第6条 農業委員会は、個人推薦及び団体推薦の求め並びに一般募集に関する事項を定めたときは、次の方法により周知をするものとする。

- (1) 市の広報誌への掲載
- (2) 大和高田市公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会が適当と認める方法

（推薦の求め及び募集の期間）

第7条 省令第13条第2項の推薦の求め及び募集の期間は、28日間とし、当該期間の満了の日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下この条において「休日」という。）である場合は、その翌日以後で休日でない最初の日を期間の満了の日とする。

（候補者の評価）

第8条 省令第11条第3項の規定により、農業委員会は、大和高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成27年度条例第45号）第2条に規定する推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、任命の過程の公平性及び透明性を確保するため、被推薦者、応募者、推薦者その他関係者からの意見聴取等の必要な措置を講じるものとする。

（被推薦者及び応募者の公表等）

第9条 農業委員会は、法第19条第2項に基づき、被推薦者及び応募者に関する情報を整理し、推薦の求め及び募集の期間の中間及び終了後に遅滞なく、市の担当窓口及び市のホームページにおいて省令第12条第1号及び第2号に規定する事項のほか、農業委員会が必要と認める事項を公表するものとする。

（推進委員の委嘱）

第10条 農業委員会は、総会での評価の結果に基づき、推進委員を委嘱する。

（推進委員の補充）

第11条 農業委員会は、推進委員が解嘱、失職及び辞任により欠員が定数の6分の1を超えた場合又は推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、この規則に規定する手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

地区名	区 域
第1地区（高田北部）	松塚、土庫、土庫1丁目、土庫2丁目、土庫3丁目、大字藤森、大字池尻、大字神楽、神楽1丁目、神楽2丁目、神楽3丁目、大字築山、大字有井
第2地区（高田南部）	日之出町、日之出東本町、北本町、片塩町、大字大中、大中南町、三和町、大中东町、東雲町、大東町、曙町、材木町、旭南町、旭北町、今里町、中今里町、南今里町、大字今里、大字今里川合方、大字田井、田井新町、大字勝目、蔵之宮町、大字曾大根、南陽町、甘田町、曾大根1丁目、曾大根2丁目、西三倉堂1丁目、西三倉堂2丁目、東三倉堂、中三倉堂1丁目、中三倉堂2丁目、礪野東町、礪野南町、大字礪野、礪野町、礪野北町、春日町1丁目、春日町2丁目、大字東中、東中1丁目、東中2丁目、栄町
第3地区（陵西）	大字市場、大字岡崎、大字池田、大字野口、大字大谷

第4地区(天満)	大字出、大字西坊城、大字奥田、大字秋吉、大字吉井、大字根成 柿
----------	------------------------------------

様式第1号(第5条関係)

(個人による推薦)

大和高田市農地利用最適化推進委員(個人)推薦書

年 月 日

大和高田市農業委員会 殿

1. 推薦者(推薦をする者)

(ふりがな) 氏名	印	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 歳
職業			
住所	〒 -		
(ふりがな) 氏名	印	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 歳
職業			
住所	〒 -		
(ふりがな) 氏名	印	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 歳
職業			
住所	〒 -		

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員に次の者を推薦します。

2. 被推薦者(推薦を受ける者)

(ふりがな) 氏名		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 歳
住所	〒 -		
職業			
推薦をする理由			

裏面へ

推薦する地区名	<input type="checkbox"/> 第一地区 <input type="checkbox"/> 第二地区 <input type="checkbox"/> 第三地区 <input type="checkbox"/> 第四地区
農業委員にも推薦しているか否か	<input type="checkbox"/> 推薦している <input type="checkbox"/> 推薦していない

経歴	○農業関係の組織又は団体の名称、役職(役員)等【水利組合・農家支部等】		
	○地域活動における役職(役員)等【消防団・自治会・地域福祉活動等】		
	○上記以外に最終学歴、農業教育・研究所機関等での経歴等【農業教育・研究所機関等】		
農業経営の状況	農業形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	農業経験年数 年
	耕作面積	・自作地 _____ m ² ・小作地 _____ m ² ・その他 _____ m ²	
	主な作物	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果実 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> その他 作物名 ()	

備考

- 1 提出された推薦書は、返却しません。

2 推薦書に記入された事項の住所を除いて全て公表となります。

確 認 書

私は、大和高田市農地利用最適化推進委員候補として、標記の農業者から推薦を受けることを承諾し、この推薦書に記載された内容について、大和高田市農業委員会が必要に応じて関係機関等に確認及び照会することに同意します。

また、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条の規定に基づき農業委員会が委嘱することについて、同法の目的及び農地利用最適化推進委員としての活動を理解した上で、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

推薦を受ける者(委員になろうとする者)の署名
氏名.....

様式第2号(第5条関係)

(団体による推薦)

大和高田市農地利用最適化推進委員(団体)推薦書

年 月 日

大和高田市農業委員会 殿

1. 推薦者(推薦をする者)

名 称	団体等の名称		
所 在 地	〒 -		
連絡先(電話番号)			
代表者の 役職・氏名	役 職 名		構 成 員 数 人
	(ふりがな) 氏 名	印	
組織の目的			
構成員たる 資 格			

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員に次の者を推薦します。

2. 被推薦者(推薦を受ける者)

(ふりがな) 氏 名	性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 齢 歳
住 所	〒 -		
職 業			
推薦をする 理 由			

推薦する地区名	<input type="checkbox"/> 第一地区	<input type="checkbox"/> 第二地区	<input type="checkbox"/> 第三地区	<input type="checkbox"/> 第四地区
---------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

農業委員にも推薦しているか否か	<input type="checkbox"/> 推薦している	<input type="checkbox"/> 推薦していない
-----------------	---------------------------------	----------------------------------

裏面へ

経 歴	○農業関係の組織又は団体の名称、役職(役員)等【水利組合・農家支部等】			
	○地域活動における役職(役員)等【消防団・自治会・地域福祉活動等】			
	○上記以外に最終学歴、農業教育・研究所機関等での経歴等【農業教育・研究所機関等】			
農業経営 の 状 況	農業形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	農業経験年数	年
	耕作面積	・自作地 _____ m ²	・小作地 _____ m ²	・その他 _____ m ²
	主な作物	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果実 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> その他 作物名 (_____)		

備考

- 1 提出された推薦書は、返却しません。
- 2 推薦書に記載された事項の住所を除いて全て公表となります。

確 認 書

私は、大和高田市農地利用最適化推進委員候補として、標記の団体等から推薦を受けることを承諾し、この推薦書に記載された内容について、大和高田市農業委員会が必要に応じて関係機関等に確認及び照会することに同意します。

また、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条の規定に基づき農業委員会が委嘱することについて、同法の目的及び農地利用最適化推進委員としての活動を理解した上で、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

推薦を受ける者（委員になろうとする者）の署名

氏 名 _____

様式第3号（第5条関係）

大和高田市農地利用最適化推進委員応募申込書

年 月 日

大和高田市農業委員会 殿

大和高田市農業委員会の農地利用最適化推進委員として、次のとおり応募します。

(ふりがな) 氏 名	_____	性 別	年 齢
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳
住 所	〒 _____		
職 業	_____		
応募をする理由	_____		

応募する地区名	<input type="checkbox"/> 第一地区	<input type="checkbox"/> 第二地区	<input type="checkbox"/> 第三地区	<input type="checkbox"/> 第四地区
---------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

経 歴	○農業関係の組織又は団体の名称、役職(役員)等【水利組合・農家支部等】
-----	-------------------------------------

	○地域活動における役職(役員)等【消防団・自治会・地域福祉活動等】		
	○上記以外に最終学歴、農業教育・研究所機関等での経歴等【農業教育・研究所機関等】		
農業経営 の状況	農業形態	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	農業経験年数 _____ 年
	耕作面積	・自作地 _____㎡ ・小作地 _____㎡ ・その他 _____㎡	
	主な作物	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果実 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> その他 作物名 (_____)	

備考

- 1 提出された応募申込書は、返却しません。
- 2 応募申込書に記入された事項の住所を除いて全て公表となります。

裏面へ

確 認 書

私は、この応募申込書に記載された内容について、大和高田市農業委員会が必要に応じて関係機関等に確認及び照会することに同意します。

また、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の目的及び大和高田市農業委員会が所掌する事務について、その旨を理解の上、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

委員になろうとする者の署名

氏名.....

農業委員会告示第1号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年1月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

- | | |
|-----|--|
| 日 時 | 平成29年2月10日(金) 午後3時 |
| 場 所 | 市役所3階東会議室 |
| 議 案 | 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第5号 その他 |

公平委員会

公平委員会規則第5号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市公平委員会

委員長 宮内 嵩

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（昭和41年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第9条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公営企業**企業管理規程第1号**

大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業行政財産使用料規程（平成14年企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日」を「3月」に、「大和高田市長と」を「大和高田市水道事業管理者と」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

企業管理規程第2号

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業事務分掌規程（昭和42年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務係、料金係」を「総務料金係」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 水道総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務料金係

- (1) 職員の給与、人事及び労務に関すること。
- (2) 水道事業の企画広報に関すること。
- (3) 条例、規程の制定改廃に関すること。
- (4) 文書の收受及び発送に関すること。
- (5) 公印の管理に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 予算編成及び決算の調製に関すること。
- (8) 業務状況の公表に関すること。
- (9) 経理に関すること。
- (10) 財政計画に関すること。
- (11) 企業債及び資金計画に関すること。

- (12) 貯蔵品の購入及び管理に関する事。
- (13) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定に関する事。
- (14) 水道料金等の統計に関する事。
- (15) 水道料金等の減免に関する事。
- (16) 水道料金等の徴収に関する事。
- (17) 水道料金等の督促に関する事。
- (18) 水道料金等の過誤納の整理に関する事。
- (19) 水道料金等の滞納処分に関する事。
- (20) 水道料金等の不納欠損処分に関する事。
- (21) 水道料金等の徴収の委託に関する事。
- (22) 水道料金等の催告に関する事。
- (23) 課内の他の係の補助に関する事。

検針係

- (1) 使用水量の点検及び調定に関する事。
- (2) 量水器台帳の整備に関する事。
- (3) 開栓、閉栓、名義変更及びこれに伴う水道料金等の精算に関する事。
- (4) 量水器の取替え、点検及び検査に関する事。
- (5) 課内の他の係の補助に関する事。

第4条の2中「総務係、料金係」を「総務料金係」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

水道事業告示第1号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成29年2月1日

水道事業管理者
大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 松島水道設備	松島 幸雄	東大阪市角田1丁目11番8-305号
北村設備	北村 信弘	大和高田市大字田井27番10号